

平成20年2月28日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア プ ラ ス
代 表 者 名 代表取締役社長
クラーク・ダグラス・グラニンジャー
(コード番号 8589 大証第一部)
本 社 事 務 所 東京都新宿区新小川町4番1号
問 合 せ 先 常務執行役員 野口郷司
最高財務責任者
TEL (03) 5229-3986 (直通)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年2月28日開催の取締役会において、G種優先株式の発行枠の設定等に係る定款の一部変更を、本年3月26日予定の書面決議によるB種・C種・F種優先株主に係る種類株主総会、および本年3月27日開催予定の臨時株主総会および普通株主に係る種類株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更理由

- (1) 本日付の「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、先進的なITインフラを通じた高度な消費者向け与信判断や回収能力により、競争力のある優れた金融サービスを提供する、今までにないまったく新しいタイプの信販会社になるという中期戦略の実現をより確実なものとするため、自己資本のさらなる充実を図ることを目的に、新種の優先株式(G種優先株式)の発行を予定しておりますが、G種優先株式の発行を可能とするために、新たな株式の種類としてG種優先株式を追加し、G種優先株式に関する規定を新設するほか所要の変更を行うものであります。(変更定款案第7条、第13条の3、第13条の4、第13条の5、第13条の6および第13条の7)
- (2) 平成19年10月のE種優先株主様による取得請求権の行使により、普通株式の交付と引換えに取得し自己株式となったE種優先株式を平成19年10月に消却したことに伴い、E種優先株式の発行可能種類株式総数の変更を行うものであります。(変更定款案第7条)
- (3) 平成19年3月開催の臨時株主総会において承認いただきましたF種優先株式の発行可能種類株式総数について、F種優先株式の発行済株式数に合わせ変更を行うものであります。(変更定款案第7条)

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程(予定)

B種・C種・F種優先株主に係る種類株主総会(書面決議)	平成20年3月26日
臨時株主総会および普通株主に係る種類株主総会	平成20年3月27日
定款変更の効力発生日	平成20年3月27日

本件は、臨時株主総会において承認されること、ならびに普通株主様による種類株主総会、B種優先株主様による種類株主総会、C種優先株主様による種類株主総会およびF種優先株主様による種類株主総会において承認されることを条件とします。

以 上

(下線部分 = 変更部分)

現行定款	変更定款案
第2章 株 式	第2章 株 式
<p>第7条 (発行可能種類株式総数) 当社の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 普通株式については 1,225,396,072 株 2. B種優先株式については 10,000,000 株 3. C種優先株式については 15,000,000 株 4. D種優先株式については 49,000,000 株 5. E種優先株式については 71,500,000 株 6. F種優先株式については <u>25,000,000 株</u> (新設) 	<p>第7条 (発行可能種類株式総数) 当社の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 普通株式については 1,225,396,072 株 2. B種優先株式については 10,000,000 株 3. C種優先株式については 15,000,000 株 4. D種優先株式については 49,000,000 株 5. E種優先株式については <u>70,500,000 株</u> 6. F種優先株式については <u>10,000,000 株</u> <u>7. G種優先株式については 25,000,000 株</u>
第2章の2 優先株式	第2章の2 優先株式
<p>第13条の3 (D種優先株式) (省略) (D種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第37条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているD種優先株式を有する株主(以下「D種優先株主」という。)又はD種優先株式の登録株式質権者(以下「D種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株主若しくは普通株式の登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、C種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者、E種優先株式を有する株主(以下「E種優先株主」という。)若しくはE種優先株式の登録株式質権者(以下「E種優先登録株式質権者」という。)及びF種優先株式を有する株主(以下「F種優先株主」という。)若しくはF種優先株式の登録株式質権者(以下「F種優先登録株式質権者」という。)又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式(以下上記普通株式及び各種優先株式を総称して「D種優先株式に劣後する株式」という。)に先立ち、本項第4号の金額の期末配当(以下「D種優先配当金」という。)を行う。</p>	<p>第13条の3 (D種優先株式) (現行のとおり) (D種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第37条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているD種優先株式を有する株主(以下「D種優先株主」という。)又はD種優先株式の登録株式質権者(以下「D種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株主若しくは普通株式の登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、C種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者、E種優先株式を有する株主(以下「E種優先株主」という。)若しくはE種優先株式の登録株式質権者(以下「E種優先登録株式質権者」という。)<u>F種優先株式を有する株主(以下「F種優先株主」という。)若しくはF種優先株式の登録株式質権者(以下「F種優先登録株式質権者」という。)</u>及びG種優先株式を有する株主(以下「G種優先株主」という。)<u>若しくはG種優先株式の登録株式質権者(以下「G種優先登録株式質権者」という。)</u>又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式(以下上記普通株式及び各種優先株式を総称して「D種優先株式に劣後する株式」という。)に先立ち、本項第4号の金額の期末配当(以下「D種優先配当金」という。)を行う。</p>

現 行 定 款		変 更 定 款 案	
~ 2. ~ 12.	(省略) (省略)	~ 2. ~ 12.	(現行のとおり) (現行のとおり)
第 13 条の 4	(E 種優先株式) (省略) (E 種優先配当金)	第 13 条の 4	(E 種優先株式) (現行のとおり) (E 種優先配当金)
1.	当社は、第 37 条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている E 種優先株主又は E 種優先登録株式質権者に対し、普通株主若しくは普通株式の登録株式質権者、B 種優先株主若しくは B 種優先登録株式質権者、C 種優先株主若しくは C 種優先登録株式質権者及び F 種優先株主若しくは F 種優先登録株式質権者又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D 種優先株式を除く。以下、上記普通株式及び各種優先株式を総称して「 E 種優先株式に劣後する株式」という。)に先立ち、本項第 4 号に定める金額の期末配当(以下「 E 種優先配当金」という。)を行う。	1.	当社は、第 37 条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている E 種優先株主又は E 種優先登録株式質権者に対し、普通株主若しくは普通株式の登録株式質権者、B 種優先株主若しくは B 種優先登録株式質権者、C 種優先株主若しくは C 種優先登録株式質権者、 <u>F 種優先株主若しくは F 種優先登録株式質権者及び G 種優先株主若しくは G 種優先登録株式質権者</u> 又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D 種優先株式を除く。以下、上記普通株式及び各種優先株式を総称して「 E 種優先株式に劣後する株式」という。)に先立ち、本項第 4 号に定める金額の期末配当(以下「 E 種優先配当金」という。)を行う。
~ 2. ~ 12.	(省略) (省略)	~ 2. ~ 12.	(現行のとおり) (現行のとおり)
第 13 条の 5	(F 種優先株式) (省略) (F 種優先配当金)	第 13 条の 5	(F 種優先株式) (現行のとおり) (F 種優先配当金)
1.	当社は、第 37 条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている F 種優先株主又は F 種優先登録株式質権者に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B 種優先株主若しくは B 種優先登録株式質権者、C 種優先株主若しくは C 種優先登録株式質権者又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D 種優先株式及び E 種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびに D 種優先株式及び E 種優先株式を除く種類株式を総称して「 F 種優先株式に劣後する株式」という。)を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第 2 号に定める金額の期末配当(以下「 F 種優先配当金」という。)を行う。た	1.	当社は、第 37 条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている F 種優先株主又は F 種優先登録株式質権者に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B 種優先株主若しくは B 種優先登録株式質権者、C 種優先株主若しくは C 種優先登録株式質権者又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D 種優先株式、 <u>E 種優先株式及び G 種優先株式</u> を除く。以下、上記普通株式、ならびに D 種優先株式、 <u>E 種優先株式及び G 種優先株式</u> を除く種類株式を総称して「 F 種優先株式に劣後する株式」という。)を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第 2 号に定める金額の期末配当(以下「 F 種優先

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>だし、本条第4項に定めるF種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のF種優先配当金の支払いは、F種優先中間配当金を差し引いた額による。</p> <p>(省略)</p> <p>2.~13. (省略)</p>	<p>配当金」という。)を行う。ただし、本条第4項に定めるF種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のF種優先配当金の支払いは、F種優先中間配当金を差し引いた額による。</p> <p>(現行のとおり)</p> <p>2.~13. (現行のとおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第13条の6</u> (G種優先株式)</p> <p><u>当社の発行するG種優先株式の内容は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(G種優先配当金)</u></p> <p>1. <u>当社は、第37条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているG種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、C種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式を除く種類株式を総称して「G種優先株式に劣後する株式」という。)を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当(以下「G種優先配当金」という。)を行う。ただし、本条第4項に定めるG種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のG種優先配当金の支払いは、G種優先中間配当金を差し引いた額による。</u></p> <p>— <u>2008年3月31日に終了する事業年度の末日を基準日とする期末配当は行わない。</u></p> <p><u>2008年4月1日(同日を含む。)から2015年3月31日(同日を含む。)までの間に終了する各事業年度の末日を基準日とするものに関しては、1株につきG種優先配当金として、G種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対して、2,000円(以下「G種清算価値」という。)に1.5%を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
	<p>2015年4月1日以降に終了する各事業年度の末日を基準日とするものに関しては、1株につきG種優先配当金として、G種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対して、G種清算価値にG種優先株式増加配当率(以下に定義)を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。</p> <p>「G種優先株式増加配当率」とは、(i)当該基準日が属する事業年度の初日及びその直後の10月1日(ロンドンにおいて銀行間ユーロ通貨市場が開かれており、銀行が営業を行っている日であり、かつ関連するレートが取得可能な日(以下、本項において「ロンドン営業日」という。)でない場合には翌ロンドン営業日)のロンドン時間午前11時現在のユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR6ヶ月物(360日ベース))としてTelerate Systemsスクリーン3750ページ(又はその承継ページ)に表示される各数値の平均値、(ii)1.5%からG種優先株式の最初の発行日の2東京営業日(東京において銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。)前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.)として Teleate Systemsスクリーン17143ページ(又はその承継ページ)に表示される期間7年に対応するスワップ・レート(当日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.)を取得できない場合には、当該レートを取得できる直後の東京営業日における当該レートとする。)(以下、かかるスワップ・レートを「G種発行日スワップレート」という。)を差し引いた率、及び(iii)1.5%を合計した率とする。ただし、G種優先株式増加配当率の計算は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p> <p>(非累積条項)</p> <p>2. ある事業年度において、G種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がG種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
	<p>(非参加条項)</p> <p>3. <u>G種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対しては、G種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。</u></p> <p>(優先中間配当金)</p> <p>4. <u>当社は、第 37 条に定める中間配当を行う場合、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録されている G 種優先株主又は G 種優先登録株式質権者に対し、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録されている G 種優先株式に劣後する株式を有する株主又は G 種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、1 株につき G 種優先株式配当金の 2 分の 1 に相当する額の中間配当（以下「G 種優先中間配当金」という。）を行う。</u></p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>5. <u>当社の残余財産を分配するときは、G 種優先株主又は G 種優先登録株式質権者に対し、G 種優先株式に劣後する株式を有する株主又は G 種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、G 種優先株式 1 株につき、(i) G 種清算価値、(ii) G 種最終配当金額（以下に定義）及び(iii)2015 年 3 月 31 日以前に残余財産の分配が行われる場合には、G 種早期取得費（以下に定義）を合計した額に相当する額を支払う。ただし、本項の目的上、G 種最終配当金額及び G 種早期取得費の定義中、「取得日」を「残余財産の分配が行われる日」と読み替えるものとする。</u></p> <p>— <u>G 種優先株主又は G 種優先登録株式質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。</u></p> <p>(議決権)</p> <p>6. <u>G 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、G 種優先株主は、定時株主総会に G 種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときは当該総会の時から、G 種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該総会の終結の時から、G 種優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされるときまで G 種優先株式 500 株あたり 1 議決権を有する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
	<p>(株式の併合又は分割、募集株式又は募集新株予約権の割当て等)</p> <p>7. <u>当社は、法令に定める場合を除き、G種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。</u></p> <p>— <u>当社は、G種優先株主に対し、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。</u></p> <p>(G種優先株式の取得)</p> <p>8. <u>当社は、D種優先株式及びE種優先株式の発行済み株式総数が0となった時以降いつでも、G種優先株式を取得することができる。</u></p> <p>(当社の普通株式を対価とする取得請求権)</p> <p>9. <u>G種優先株主は、2010年3月1日以降いつでも、下記条件により、その有するG種優先株式を当社が取得し、これと引換えに当社の普通株式を交付するよう請求することができる。</u></p> <p>— <u>前号の請求に基づく当社によるG種優先株式の取得と引換えに、当社がG種優先株主に交付すべき当社の普通株式数は、当該G種優先株主が取得請求のために提出したG種優先株式のG種清算価値の総額をその時点で有効なG種優先株式交付価額(以下に定義)で除した数とする。ただし、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、現金による調整は行わない。</u></p> <p>(1) <u>G種優先株式交付価額</u></p> <p><u>当初のG種優先株式交付価額は、当社にG種優先株式の発行を認めた当社の定款の変更を株主が決議した後の最初の取引日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の大阪証券取引所における当社の普通株式の各取引日の出来高加重平均価格(以下、本項において「VWAP価格」という。)として大阪証券取引所において公表される価格(大阪証券取引所においてVWAP価格が公表されない場合には、当該取引日の東京時間の午後3時から4時の間にブルームバーグL.P.が提供する普通株式のVWAP価格とし、かかるVWAP価格が当該取引日に提供されない場合には、当該取引日の大阪証券取引所における普通株式の終値(気配表示を含む。)とする。)の単純</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
	<p>平均価格に相当する金額とする。ただし、当初のG種優先株式交付価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>(2) G種優先株式交付価額の調整</p> <p>(1) 下記の算式で計算するとG種優先株式交付価額を下落させることとなる対価で、当社が普通株式を発行若しくは交付した、又は本号(2)(ロ)に従って発行若しくは交付したとみなされるときにはいつでも(発行済みの新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)又はその他同様の権利の行使による当社の普通株式の発行又は交付は除外される。)かかる発行時若しくは交付時、又は発行若しくは交付したとみなされた直後に、G種優先株式交付価額は以下に従い減額される(以下、このように減額されたG種優先株式交付価額を「調整後G種優先株式交付価額」という。)。ただし、調整後G種優先株式交付価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> $\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{G種優先株式} \\ \text{交付価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{G種優先株式} \\ \text{交付価額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{発行又は交付前のみなし} \\ \text{発行済み普通株式数} \\ \text{発行又は交付後ののみなし発行済み普通株式数} \end{array} + \begin{array}{l} \text{当社の受領対価} \\ \text{時価} \end{array}$ <p>上記算式における「みなし発行済み普通株式数」とは、当該時点において、当社の普通株式を対象とする新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、又はその他同様の権利がすべて行使されたと仮定した場合(当該証券又は権利が当該時点において行使可能であるとして計算するものとする。)における発行済み普通株式数を意味する。ただし、当社又はその完全子会社の勘定で所有又は保有されている当社の普通株式は一切含まないものとして計算する。</p> <p>上記算式における「当社の受領対価」とは、当社の普通株式の発行又は交付の場合には、当該発行又は交付により、当社の普通株式の対価として当社が受け取った、又は受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
	<p>合計額を意味し、また、普通株式を対象する新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、又はその他同様の権利の発行若しくは交付の場合には、当該発行又は交付により、当該証券又は権利の対価として当社が受け取った、又は受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額に、それらの行使により、当社が受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を加えた額を意味するものとする。</p> <p>上記算式における「時価」とは、(i)当社の普通株式が市場で取引されている場合には、調整後G種優先株式交付価額を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日(終値がない日は除く。)の大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の1株当たり終値(気配表示を含む。)の単純平均価格(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)、又は(ii)当社の普通株式が市場で取引されていない場合には、当社の取締役会が誠意をもって決定する当社の普通株式の公正な価額を意味するものとする。</p> <p>(四) 新株予約権等の発行</p> <p>当社が当社の普通株式を対象とする新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、又はその他同様の権利を発行又は交付する場合、かかる発行又は交付を、当該新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、又はその他同様の権利の行使により発行可能若しくは交付可能な当社の普通株式の発行又は交付であるとみなし、これらの権利により当初条件に従い発行又は交付可能な数の当社の普通株式が、かかる新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、又はその他同様の権利の発行日若しくは交付日に発行又は交付されたものとみなされるものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
	<p>(A) <u>株式分割</u> <u>当会社の普通株式の分割がなされた場合、上記算式に拘らず、G種優先株式交付価額は、当該株式分割に係る基準日(基準日を定めない場合には効力発生日)の直前に本項に基づくG種優先株式の取得請求が行われていたと仮定した場合にG種優先株主が保有することになる数の当会社の普通株式を、G種優先株主が本項に基づく取得請求により交付を受けることができるように適切に調整される。かかる調整は、当該株式分割に係る基準日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日に行われる。</u></p> <p>(B) <u>配当その他の分配</u> <u>当社が、当会社の普通株式に関し、配当を支払い又は普通株主に対してそのほかの分配を行った場合(ただし、株式分割及び株式配当を除く。)G種優先株式交付価額は、かかる配当の1株あたり金額(又は現金以外による配当若しくは分配の場合には、当会社の取締役会で合理的に決定された当該配当及び分配の1株あたりの公正市場価格)に相当する額を減額される。</u></p> <p>(C) <u>その他当会社の取締役会が定める調整</u> <u>本号(2)(イ)乃至(ニ)で規定されている調整に加え、(i)合併、減資、自己株式の取得、若しくは当会社の普通株式の併合、(ii)当会社の普通株式数の変更、若しくは当会社の普通株式数の変更の可能性を生ぜしめる事由の発生、又は(iii)G種優先株式交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後G種優先株式交付価額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合のうちいずれかが発生した場合には、当会社の取締役会が適当と判断するG種優先株式交付価額に調整されるものとする。</u></p> <p>(D) <u>解釈</u> <u>本項に不明瞭な点がある場合、又はG種優先株式交付価額が調整されることとされていない何らかの事象の発生に関連して当会社の取締役会がG種優先株式交付価額を調整することが公正であると誠意をもって考える場合、当会社の取締役会は、本項の目的に照らし、公平かつ均衡である</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
	<p>と妥当に判断したときにG種優先株式交付価額を調整する権利を有するものとする。</p> <p><u>(当会社の普通株式を対価とする取得条項)</u></p> <p>10. 当社は、2011年4月1日(同日を含む。)から2013年3月31日(同日を含む。)までの期間、当社の取締役会決議により定める日をもって、G種優先株主及びG種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みG種優先株式の全部又は一部を取得し、当該取得と引換えにG種優先株式のG種清算価値の総額をその時点で有効なG種優先株式交付価額で除した数の当社の普通株式を交付することができる。ただし、当社の普通株式の時価(上記通知の送付日付で前項第2号(2)(イ)に定めるところに従い計算されたもの。)がその時点で有効なG種優先株式交付価額の150%を上回った場合に限る。また、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。</p> <p>— G種優先株式の一部につき、本項に基づく取得を行う場合は、按分比例(端数については抽選)により行う。</p> <p><u>(金銭を対価とする取得条項)</u></p> <p>11. 当社は、D種優先株式及びE種優先株式の発行済み株式総数が0となった日以降いつでも(ただし、2013年4月1日以降に限る。)当社の取締役会の決議により定める日(以下、本項において「取得日」という。)をもって、G種優先株主及びG種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みG種優先株式の全部又は一部を取得し、当該取得と引換えにG種優先株式1株につき、G種優先株式取得価格(以下に定義)相当額の金銭を交付することができる。</p> <p>「G種優先株式取得価格」とは、(i)G種清算価値、(ii)G種最終配当金額(以下に定義)及び(iii)2015年3月31日以前に取得が行われる場合においては、G種早期取得費(以下に定義)を合計した額に相当する額を意味する。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
	<p>「G種最終配当金額」とは、(i)取得日が2015年3月31日以前に開始する事業年度に属する場合は、G種清算価値に1.5%を乗じた金額を、当該事業年度の初日から取得日(同日を含む。)までの実日数で日割計算した金額、又は(ii)取得日が2015年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合は、G種清算価値にその時点で有効なG種優先株式増加配当率を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日(同日を含む。)までの日数で日割計算した金額に相当する金額を意味する。ただし、上記(i)又は(ii)により計算された金額から、取得日が属する事業年度において支払われた全てのG種優先中間配当金の額が差し引かれるものとする。</p> <p>「G種早期取得費」とは、(i)G種清算価値に、(ii)G種発行日スワップ・レートから、取得日の5東京営業日前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.)として Telerate Systems スクリーン 17143 ページ(又はその承継ページ)に表示される、取得日から2015年3月31日までの期間(以下、本項において「取得費計算期間」という。)に対応するスワップ・レート(当日の東京時間午前10時現在の当該スワップ・レートを取得できない場合には、当該レートを取得できる直前の東京営業日における当該レートとする。)(ただし、取得日が2014年4月1日以降の場合には、当該取得日の5ロンドン営業日前の日のロンドン時間午前11時現在のユーロ円ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート(円LIBOR(360日ベース))として Telerate Systems スクリーン 3750 ページ(又はその承継ページ)に表示される、取得費計算期間に対応する数値とする。)(なお、いずれの場合も対応する期間がない場合は線形補完で計算したレートとする。)を減じた率(ただし、かかる計算の結果が0以下の場合には、当該計算によって得られた率を0とする。)を乗じた額に、(iii)取得日から2015年3月31日(同日を含む。)までの実日数を乗じ、365で除して得られた額に相当す</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
	<p>る金額とする。ただし、G種優先株式取得価格、G種最終配当金額及びG種早期取得費の計算は円未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p> <p>— G種優先株式の一部につき、本項に基づく取得を行う場合は、按分比例（端数については抽選）により行う。 （金銭を対価とする取得請求権）</p> <p>12. 株式会社新生銀行ならびにその子会社及び関係会社により合計で当会社の50%超の発行済普通株式が所有されないこととなった場合、D種優先株式及びE種優先株式の発行済み株式総数が0となった時以降、G種優先株主は、G種優先株式の全部を当社が取得するよう、当社に対し請求することができる。</p> <p>— 前号にかかる取得価格は、1株につき当該請求によって行われるG種優先株式の取得の取得日に有効なG種優先株式取得価額に相当する額とする。 （優先配当金の除斥期間）</p> <p>13. 第38条の規定は、G種優先配当金及びG種優先中間配当金についてこれを準用する。</p>
<p>第13条の6 （優先順位） B種優先株式及びC種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。なお、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はB種優先株式及びC種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとし、D種優先株式及びE種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はF種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとし、D種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はE種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとする。</p>	<p>第13条の7 （優先順位） B種優先株式及びC種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。なお、D種優先株式、E種優先株式、F種優先株式及びG種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はB種優先株式及びC種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとし、D種優先株式及びE種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はF種優先株式及びG種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとし、D種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はE種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとする。F種優先株式及びG種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。</p>